

廃棄物データシート (WDS)

< 表面 >

管理番号.....

廃棄物データシート(WDS)

1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

2 記入については、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(平成25年3月)」を参照ください。

作成日 平成 年 月 日

記入者

1	排出事業者	名称	所属				
		所在地 〒	担当者		TEL		
					FAX		
2	廃棄物の名称						
3	廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載) 分析表添付(組成)	主成分他				MSDSがある場合、CAS No.	
		・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。					
4	廃棄物の種類 産業廃棄物 特別管理 産業廃棄物	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ		
		その他()					
		引火性廃油	強アルカリ(有害)	鉱さい(有害)	廃アルカリ(有害)		
		引火性廃油(有害)	感染性廃棄物	燃えがら(有害)	ばいじん(有害)		
		強酸	PCB等	廃油(有害)	13号廃棄物(有害)		
		強酸(有害)	廃石綿等	汚泥(有害)			
		強アルカリ	指定下水汚泥	廃酸(有害)			
5	特定有害廃棄物 ()には混入有りは、無しは×、混入の可能性があれば 分析表添付(廃棄物処理法)	アルキル水銀	()トリクロロエチル	()	1,3-ジクロロプロパン()		
		水銀又はその化合物	()テトラクロロエチル	()	チウラム ()		
		カドミウム又はその化合物	()ジクロロメタン	()	シマジン ()		
		鉛又はその化合物	()四塩化炭素	()	チオベンカルブ ()		
		有機燐化合物	()1,2-ジクロロエタン	()	ベンゼン ()		
		六価クロム化合物	()1,1-ジクロロエチレン	()	セレン ()		
		砒素又はその化合物	()シス-1,2-ジクロロエチレン	()	ダイオキシン類 ()		
		シアン化合物	()1,1,1-トリクロロエタン	()	1,4-ジオキサン ()		
		PCB	()1,1,2-トリクロロエタン	()			
6	PRTR対象物質	届出事業所(該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当(該当・非該当)委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。					
7	水道水源における消毒副生成物前駆物質	ヘキサメチレンテトラミン(HMT)	1,1-ジメチルヒドラジン(DMH)				
		N,N-ジメチルアニリン(DMAN)	トリメチルアミン(TMA)	テトラメチルエチレンジアミン(TMED)			
		N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA)	ジメチルアミノエタノール(DMAE)	1,1-ジメチルピペラジウム(DMGu)			
8	その他含有物質 ()には混入有りは、無しは×、混入の可能性があれば 分析表添付(組成)	硫黄	()	塩素	()	臭素	()
		ヨウ素	()	フッ素	()	炭酸	()
		硝酸	()	亜鉛	()	ニッケル	()
		アルミ	()	アンモニア	()	ホウ素	()
		農薬等28種類	()	その他	()		
9	有害特性(有・無・不明)	爆発性	引火性()	可燃性	自然発火性()	禁水性	
		酸化性	有機過酸化物	急性毒性	感染性	腐食性	
		毒性ガス発生	慢性毒性	生態毒性	重合反応性		
		その他()					
10	廃棄物の物理的性状・化学的性状	形状()	臭い()	色()	比重()	pH()	
		沸点()	融点()	発熱量()	粘度()	水分()	
11	品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入					
12	関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭					
13	荷姿	容器() 車両() その他()					
14	排出頻度 数量	頻度(スポット・継続予定)					
		() kg・t・ μ g・m ³ ・本・缶・袋・個 / 年・月・週・日					

15	特別注意事項 (有・無)	<p>取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 ・他の廃棄物との混合禁止 ・粉じん爆発の可能性 ・容器腐食性の可能性 / 注意点 ・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 ・環境中に放出された後の支障発生の可能性(消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等
----	---------------------	---

【参考】 その他の情報

- ・ サンプル等提供 (均一サンプル有・不均一サンプル有・サンプルの一部分有・サンプル無・写真有)
- ・ 産業廃棄物の発生工程等
「3廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。 工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。
工程図への記入でも可。
(処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)

< 排出事業者及び処理業者内容確認欄 >

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

< 変更履歴 >

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

廃棄物データシートの記載方法

本データシート作成にあたって：

- (1) 廃棄物処理法では、排出事業者は委託する産業廃棄物の性状等に関する情報を処理業者へ提供することが求められています。情報提供が十分に行われない場合、より適切な処理方法の選択や、処理業者における適正処理や安全性確保、法令遵守が困難となる可能性があることから、可能な限り詳細な情報を記載して下さい。
- (2) 本データシートは、産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項を明示するものであり、処理業者が廃棄物処理の受託を検討する際の基礎資料となることから、排出事業者の責任において正確に記載して下さい。
- (3) 本データシートの記載にあたっては、排出事業者と処理業者で十分協議し、両者で記載内容を確認の上作成して下さい。
- (4) 製造工程等の変更に伴い廃棄物の性状等に想定範囲内の変更がある場合は、変更履歴に変更箇所が分かるように記載して下さい。

作成日

排出事業者が、処理業者と十分協議し、本データシートを作成した年月日を記入して下さい。

排出事業者（窓口）

本データシートの記載内容に関する緊急時の連絡先及び排出事業者側の担当者名を記載して下さい。

廃棄物の名称

法律上の名称に限らず、より具体的な名称・呼び名を記載して下さい。また、管理番号については、本データシートが示す廃棄物を管理できるよう適当な番号を記載して下さい。

なお、実際の産業廃棄物とWDSの整合性を確認するために、WDSと表示（容器貼付用ラベル）には必ず同一の廃棄物名称及び管理番号を記載して下さい。

廃棄物の組成・成分情報

廃棄物の組成・成分について、廃棄物の発生工程等を考慮しながら混合比率の高いと思われる順に記載してください。MSDSがあり、CAS No.の記載があれば、物質の特定に有効なので記載してください。成分名は商品名ではなく化学物質名を書いてください。また重要と思われる微量物質も記載してください。

組成、成分に幅がある場合は、幅を持った数値表示で構いません。

廃棄物の組成・成分がわかる分析結果がある場合は、分析表添付にマーキングして下さい。分析結果を添付すれば、当該欄の記載は必要ありません。

廃棄物の種類

該当する項目の 内にレ印でマーキングして下さい（以下同様）。

特定有害物質

廃棄物を処理時あるいは処理後に問題となる代表的な物質（埋立基準が設定されている有害物質等）を挙げています。これ以外にも注意を要する物質を含む場合は必ず記載して下さい。

含有している物質には 印、含有している可能性がある場合には 印、含有していない物質には×印を記載して下さい。

特定有害物質の成分や濃度がわかる分析結果がある場合は、分析表添付にマーキングして下さい。分析結果を添付すれば、当該欄の記載は必要ありません。

PRTR 対象物質

排出事業場が PRTR 対象物質の移動量のある届出事業場である場合には、該当を選択して下さい。さらに委託する廃棄物に PRTR 制度の第 1 種指定化学物質を含む場合には、その物質名を記載して下さい。

参考までに、PRTR 第 1 種指定化学物質リスト（平成 25 年 3 月末現在）と水質汚濁防止法有害物質・指定物質との関係を p 49～65 に示します。

なお、PRTR 対象物質は適宜見直され、最新情報は下記 URL のページの中の第一種指定化学物質リスト（PDF 版）に掲載していますので参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/2.html

水道水源における消毒副生成物前駆物質

委託する廃棄物に、水道水源における消毒副生成物前駆物質でホルムアルデヒドを生成しやすい 8 物質、ヘキサメチレンテトラミン（HMT）、1,1-ジメチルヒドラジン（DMH）、N,N-ジメチルアニリン（DMAN）、トリメチルアミン（TMA）、テトラメチルエチレンジアミン（TMED）、N,N-ジメチルエチルアミン（DMEA）、ジメチルアミノエタノール（DMAE）、1,1-ジメチルグアニジン（DMGu）を含むと考えられる場合には、内に印でマーキングして下さい。

その他含有物質

廃棄物を処理時あるいは処理後に問題となる代表的な物質（最終的な無害化や安定化、資源化に向けて処理方法の選定に注意が必要な物質等）を挙げています。これ以外にも注意を要する物質を含む場合は必ず記載して下さい。

含有している物質には 印、含有している可能性がある場合には 印、含有していない物質には × 印を記載して下さい。

これらのその他含有物質の成分や濃度がわかる分析結果がある場合は、分析表添付にマーキングして下さい。分析結果を添付すれば、当該欄の記載は必要ありません。

有害特性

処理の過程で問題となる特性を挙げています。これらの特性を有しているものは取り扱いに注意を要するため、処理業者はあらかじめ情報を入手し、処理の可否を含めて適切な対応を講じる必要があります。

排出事業者は、有害特性が「有」「無」を選択の上、「有」の場合は、該当する項目を全てマーキングして下さい。また、「不明」を選択した場合は、処理業者と協議する時に不明である事を伝え、今後どう対応するかを協議して下さい。

産業廃棄物の場合、以下の有害特性リストを参考に有害特性を呈する可能性がある項目にマーキングして下さい。

有害特性リスト

バーセル条約の分類	有害特性	有害特性の内容	対象物質例
H1	爆発性	化学反応によりそれ自体が周囲に対して損害を引き起こすような温度、圧力及び速度でガスを発生することが可能なもの。	- 労働安全衛生法 危険物令別表 1 第 1 号 - 消防法 危険物第 5 類 等 例) 硝酸エステル類、ニトロ化合物、アゾ化合物、ヒドラジンの誘導体、ヒドロキシルアミン、ヒ

ハーゼル条約の分類	有害特性	有害特性の内容	対象物質例
			ドロキシルアミン塩類、金属アジ化物、顔料、トナー類、ピクリン酸等
H3	引火性	引火点が70 未満のもの。 (ハーゼル条約では、密閉容器試験において摂氏60.5 度以下または開放容器試験において摂氏65.6 度以下の温度で引火性の蒸気を発生するものをいう。)	- 労働安全衛生法 危険物令別表1 第4号 - 消防法 危険物第4類 等 例) 特殊引火物、第1石油類(アセトン)、塗料、ワニス、ラッカー等
H4.1	可燃性	通常取り扱いや運搬等の条件下で燃焼しやすいもの、または摩擦により容易に燃焼または発火するか発火を助けるもの。	- 労働安全衛生法 危険物令別表1 第2号 - 消防法 危険物第2類 等 例) 硫化りん、赤りん、硫黄、鉄粉、アルミニウム粉、亜鉛粉、マグネシウム等
H4.2	自然発火しやすい物質	通常取り扱いや運搬等の条件下で自然に発熱したり、空気と接触することによって発熱したりしやすく、そのため発火しやすいもの。	- 労働安全衛生法 危険物令別表1 第2号 - 消防法 危険物第3類 等 例) アルキルアルミニウム、アルキルリチウム、黄りん、硝酸鉛、硫化鉄等
H4.3	水と作用して引火性ガスを発生する物質	水との接触により自然発火しやすくなるか、または危険な量の引火性ガスを発生しやすいもの。	- 労働安全衛生法 危険物令別表1 第2号 - 消防法 危険物第3類 等 例) カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム、リチウム、カルシウム、バリウム、有機金属化合物、金属の水素化物、金属のりん化合物、カルシウム及びアルミニウムの炭化物、塩素化けい素化合物等
H5.1	酸化性	それ自体は必ずしも燃焼性はないが、酸素を発生することにより他の物質を燃焼させたり、熱・衝撃・摩擦等によって分解し他の物質の燃焼を助けたりするもの。	- 労働安全衛生法 危険物令別表1 第3号 - 消防法 危険物第1類、第6類 等 例) 塩素酸塩類、無機過酸化物、臭素酸塩類、硝酸塩類、過マンガン酸塩類、クロム・鉛・ヨウ素の酸化物、次亜塩素酸塩類、過塩素酸、過酸化水素、硝酸等
H5.2	有機過酸化物	2 価の-OO-構造を持つ有機物質は熱的に不安定であり、発熱を伴う加速的な自己分解を行うもの。	- 消防法 危険物第5類の有機過酸化物 等
H6.1	毒性(急性)	吸入又は皮膚接触した場合に、死若しくは重大な障害を引き起こし又は人の健康を害しやすいもの	- 毒物及び劇物取締法の毒劇物 等 例) 金属カルボニル、六価クロム化合物・銅化合物・亜鉛化合物・ヒ素化合物・セレン化合物・カドミウム化合物・アンチモン化合物・水銀化合物・タリウム化合物・鉛の化合物、有機りん化合物、有機・無機シアン化合物等
H6.2	感染性	人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着しているもの	血液、病理廃棄物、注射針等
H8	腐食性	化学作用により、生体組織に接触した場合に重大な傷害を生じる可能性のあるもの。漏洩した場合に他の物品を著しく損傷もしくは破壊する可能性のあるもの。	フッ酸・硝酸・硫酸・塩酸等の無機酸、酢酸・シュウ酸等の有機酸、水酸化ナトリウム等のアルカリ、アクリル酸類、アリルアルコール、クレゾール等
H10	毒性ガスの発生	空気、水、太陽光等の作用により危険な量の毒性ガスを発生しやすいもの。	有機・無機シアン化合物、硫化塩類、硫化物類、塩化カルボニル類等

バーゼル条約の分類	有害特性	有害特性の内容	対象物質例
H11	毒性（遅発性又は慢性）	吸入、摂取又は皮膚浸透した場合に、発がん性を含む遅発性又は慢性の影響を及ぼすもの	- 化審法特定化学物質 - 化管法指定対象物質 等
H12	生態毒性	放出された場合に、生物濃縮により又は生物系に対する毒性作用により、環境に対し即時又は遅発性の悪影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある物質又は廃棄物	
H13	-	処分の後、何らかの方法により、この表に掲げる特性を有する他の物(例えば、浸出液)を生成することが可能な物	
-	重合反応性	重合しやすい物質を含むもの。	スチレンモノマー、イソシアネート、ポリオール等

注) 対象物質例の欄に記載している物質名は例示であり、バーゼル法及び同欄の各法令の対象物質を記載したものではない。

廃棄物の物理的・化学的性質

廃棄物の物質としての性状について記載して下さい。廃棄物の種類や含有物質によって、物理的・化学的性質は異なりますので、該当するものを記載して下さい。

例えば、形状、臭い、色、比重、pH、沸点・融点、発熱量、粘度、含水率（水分）などについて具体的に記載して下さい。

品質安定性

廃棄物の性状が変化する場合、処理過程において問題となることがあります。腐敗や揮発、化学反応等による経時変化が想定される場合は、「有」を選択し、その内容と要因を記載して下さい。

関連法規

廃棄物を取り扱う上で関連する法規について、MSDS の記載があれば参考にしながら、該当する法規にマーキングして下さい。関連する資格と関連法規の正式名称は下記の通りです。

- ・危険物取扱者（消防法）
- ・特定化学物質等作業主任者（労働安全衛生法）
- ・有機溶剤作業主任者（労働安全衛生法）
- ・毒物劇物取扱責任者（毒物及び劇物取締法）
- ・悪臭防止法

廃棄物の荷姿

該当する項目をマーキング又は記載して下さい。

廃棄物の排出頻度・数量

委託する廃棄物の契約形態に応じて排出頻度と数量を記載し、単位をマーキングして下さい。

特別注意事項

適正な処理方法を決定する際の基礎資料とするため、廃棄物を処理する上で特に注意すべき事項がある場合は、その内容を記載して下さい。

例えば、他の廃棄物との混合等によりガス発生や爆発する可能性があることや、生活環境保全上の支障の恐れのある物質の前駆物質であること、さらにその場合の避けるべき処理方法、安全のために採用すべき処理方法等を記載してください。

特に、P R T R対象物質においては、環境中に放出された後に生活環境保全上の支障の恐れのないよう適正処理に十分注意が必要であり、燃焼分解特性のある物質については無害化性能に優れた焼却処理を採用する等の配慮が必要となります。

(参考) 特別管理産業廃棄物の処理基準より抜粋

- ・処分又は再生(中間処理)基準(施行令第6条の5第1項第2号)
[2]種類別処分・再生方法(H4.7.3厚生省告示第194号)

廃油	焼却、蒸留設備等で再生
廃酸・廃アルカリ	中和、焼却、イオン交換設備等で再生
感染性	焼却、溶融、高圧蒸気滅菌、肝炎ウイルスに有効な消毒、他法令に基づく方法
P C B等	焼却、分解、洗浄
廃石綿等	溶融

- ・埋立処分基準(施行令第6条の5第1項第3号)
[3]種類別埋立基準(あらかじめ焼却、判定基準適合等)

また、性状や取り扱い上の注意事項として、排気や蒸気、粉じんの発生防止、混合・接触・転倒防止などの措置、粉じん爆発の可能性、保管上の注意事項として、温度・湿度などの保管条件、保管方法、容器腐食性などについて記載して下さい。

鋭利な金属、針、ガラスの破片等は前処理過程等で問題となることもあるため、混入する可能性がある場合は、その旨を記載して下さい。

また、環境汚染や環境中に放出された後の支障発生の可能性がある場合は、その内容と理由を記載して下さい。

その他の情報(サンプル提供、発生工程など)

サンプル提供の有無と、サンプル採取の特性(均一サンプル、不均一サンプル、サンプルの一部)等について該当する項目をマーキングして下さい。

また、委託する廃棄物の写真(荷姿、容器、容器のラベル等)があれば、有にマーキングして下さい。

廃棄物の発生工程については、産業廃棄物の製造(排出)工程や排出場所、主な原材料・添加物・副産物、廃棄物発生源等について可能な限り詳細な情報を記載して下さい。これらの情報は、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度決定等の判断のための材料として有効な情報となります。

また、排出事業者と処理業者は、本データシートをもとに十分に打合せを行い、打合せ日及び打合せ担当者名にサインをして下さい。

廃棄物の物性に変更がある場合は、本データシートに変更箇所を修正し、修正箇所を雲マーク等で判るようにした上で、変更 No.、変更日時、変更者、変更内容を記載し、早急に処理業者へ情報を伝達して下さい。

廃棄物データシート記載方法まとめ

< 表面 >

廃棄物データシート(WDS)

1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
 2 記入については、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(平成25年3月)」を参照ください。

作成日 平成 年 月 日 記入者

管理番号

管理番号とは、排出事業者内での廃棄物の管理番号

1 排出事業者	名称 所在地 〒	所属 担当者	TEL FAX
2 廃棄物の名称			
3 廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載) 分析表添付(組成)	MSDSがある場合、CAS No. 記入 成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構い、商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。		
4 廃棄物の種類 産業廃棄物 特別管理 産業廃棄物	汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ その他() 引火性廃油 強アルカリ(有害) 銻さい(有害) 廃アルカリ 引火性廃油(有害) 感染性廃棄物 燃えがら(有害) ばいじん 強酸 強酸(有害) PCB等 廃油(有害) 13号 強アルカリ 廃石綿等 汚泥(有害) 指定下水汚泥 廃酸(有害)		
5 特定有害廃棄物 ()には混入有りは、無しは×、混入の可能性があれば 分析表添付(廃棄物処理法)	アルキル水銀 () トリクロロエチレン () 1,3-ジクロロプロパン () 水銀又はその化合物 () テトラクロロエチレン () チウラム () カドミウム又はその化合物 () ジクロロメタン () シマジン () 鉛又はその化合物 () 四塩化炭素 () チオベンカルブ () 有機燐化合物 () 1,2-ジクロロエタン () ベンゼン () 六価クロム化合物 () 1,1-ジクロロエチレン () セレン () 砒素又はその化合物 () シス-1,2-ジクロロエチレン () ダイオキシベンゼン () シアン化合物 () 1,1,1-トリクロロエタン () 1,4-ジオキサン () PCB () 1,1,2-トリクロロエタン ()		
6 PRTR対象物質	届出事業所(該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当(該当・非該当)の廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて		
7 水道水源における消毒副生成物前駆物質	ヘキサメチレンテトラミン(HMT) 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) N,N-ジメチルアニリン(DMAN) トリメチルアミン(TMA) テトラメチルエチレンジアミン(TMEDA) N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ジメチルアミノエタノール(DMAE) 1,1-ジメチルピペラジン(DMP)		
8 その他含有物質 ()には混入有りは、無しは×、混入の可能性があれば 分析表添付(組成)	硫黄 () 塩素 () 臭素 () ヨウ素 () フッ素 () 炭酸 () 硝酸 () 亜鉛 () ニッケル () アルミ () アンモニア () ホウ素 () 農薬等28種類 () その他 ()		
9 有害特性 (有・無・不明)	爆発性 引火性() 可燃性 自然発火性() 酸化性 有機過酸化物 急性毒性 感染性 毒性ガス発生 慢性毒性 生態毒性 重合反応性 その他()		
10 廃棄物の物理的性状・化学的性状	形状() 臭い() 色() 比重() 沸点() 融点() 発熱量() 粘度()		
11 品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入		
12 関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇		
13 荷姿	容器() 車両() その他()		
14 排出頻度 数量	頻度(スポット・継続予定) () kg・t・kg・m3・本・缶・袋・個 / 年・月		

実際のシートの記入者(工程担当者)の名称及び作成日記載

1 項の担当者は、廃棄物の管理担当者

3 項の廃棄物の組成・成分情報では、混合物が発生する場合には比率が高い順に化学物質名で記入する。
MSDSがあり、CAS No. がわかれば記入する。

5 項の特定有害物質・8 項のその他含有物質は、×(有無)混入の可能性を表示とし、分析値がなくても、発生工程等から推定により記入できる方式とした。

有害特性は、GHSの分類等を参考にし、(有・無・不明)の選択方式とし、ある場合はチェックする方式とした。

10 項の廃棄物の物理的・化学的性状については、全てを記入するのではなく、安全性・有害特性に関連する項目に絞って記入する。

廃棄物を取り扱う上で関連する法規について、MSDSの記載等を参考にしながら、マーキングする。

15 特別注意事項	<p>取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 ・他の廃棄物との混合禁止 ・粉じん爆発の可能性 ・容器腐食性の可能性 / 注意点 ・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 ・環境中に放出された後の支障発生の可能性 (消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等
-----------	--

サンプル提供した場合は、採取したサンプルの特性 (均一か不均一か一部分か等) について該当する項目をマーキングする。

【参考】 その他の情報	<p>・ サンプル等提供 (均一サンプル有・不均一サンプル有・サンプル無)</p> <p>・ 産業廃棄物の発生工程等 「3 廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料がわかる発生工程の説明を書いてください。工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。工程図への記入でも可。 (処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)</p>
-------------	---

産業廃棄物の発生工程については、排出事業者と処理業者との十分な協議により、処理する上での必要性が確認された場合は、企業秘密、ノウハウ等に触れない範囲で提出するものである。発生工程を提出できない場合は、表面の廃棄物情報を正確に伝えるようにすること。

「内容確認」の欄は、排出事業者と処理業者が打ち合わせた日に双方が署名するようにした。排出事業者が処理業者へ文書にて一方的に情報伝達するのではなく、両者が納得がいくまで十分な協議を行い、合意が得られた段階で双方共にサインするものである。なお本欄は廃棄物性状の変更が生じた場合においても、その都度確認のために双方の署名が出来るよう複数の欄を設けている。

< 排出事業者及び処理業者内容確認欄 >				
No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当	
< 変更履歴 >				
No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

様式作成 環境省

「変更履歴」欄を設けた。想定範囲内の性状変更の場合は、雲マークなどで変更箇所が判るようにした上で、再度情報提供を行う。性状変更については、排出事業者と処理業者が契約時にどの項目がどの程度変更した場合に連絡することを取り決めておくのが望ましい。

- 1 廃棄物処理法においては「有機リン化合物」と表記
- 2 廃棄物処理法においては「アルキル水銀」を「水銀及びその他化合物」から独立して別に指定しているため、 を2つ表記。
- 3 水質汚濁防止法の有害物質・指定物質であり、かつPRTR対象物質になっている物質の数
- 4 水質汚濁防止法の有害物質・指定物質、PRTR対象物質の総数
- 5 廃棄物処理法の特定有害廃棄物であり、かつPRTR対象物質になっている物質の数（ 特定有害廃棄物は全てPRTR対象物質となっている）